

関西学生競技ダンス連盟 定款・規約集

2015年12月27日改正

関西学生競技ダンス連盟

連盟定款

第1章 総則

第1条 (名称)

本連盟は、関西学生競技ダンス連盟と称する。

第2条 (目的)

本連盟は、競技ダンス精神に則り、学生競技ダンスの発展を図り、その活動を通じて、構成各団体相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 (加盟校、加盟団体及び加盟員)

1. 本連盟の構成地域とする兵庫・大阪・京都・奈良・滋賀・和歌山に存在する大学・短期大学における競技ダンスに関する団体で、本連盟の趣旨に賛同するものは、加盟校として本連盟に加盟することができる。
2. 加盟校は、集って加盟団体を組織することができる。
3. 加盟校の構成員を原則的に本連盟の加盟員とする。

1.

第4条 (基本4原則)

本連盟は、次の4項を活動の基本原則とする。

1. 競技会は、学校を背景とする団体競技を主体とする。
2. リーダーもパートナーも、アマチュアであること。
3. 学生の自主運営によること。
4. 現役中心主義をとること。

第5条 (活動)

本連盟は、第2条の目的を達成する為に次の活動を行う。

1. 本連盟における一切の競技ダンス大会を主催及び後援する。
2. 競技ダンスの研究、普及、広報活動を行う。
3. 本連盟の組織強化活動を行う。
4. 親睦会、その他の会合を主催する。
5. 以上のほか、本連盟の目的を達成する為に適当と認められた活動を行う。

第2章 機関及び役員

第6条 (機関)

本連盟に次の機関を設ける。また、必要と認めれば、その他の機関を置くことができる。

1. 連盟委員会
2. 理事会
3. 部局（事務、財務、競技、技術、広報、渉外、企画、運営、試合進行）
4. 女子部会

第7条（役員）

本連盟に次の役員を置く。また、必要と認めれば、その他の役員を置くことができる。

1. 連盟委員長、連盟副委員長
2. 理事長、副理事長
3. 事務局長、財務局長、競技局長、技術局長、広報局長、渉外局長、企画局長、運営局長、試合進行局長
4. 女子部長、副女子部長、女子会計、アナウンサーチーフ
5. 監査

第3章 連盟委員会

第8条（連盟委員会の地位）

連盟委員会は、本連盟の最高決議機関であり、本連盟に重大な影響を及ぼすと認められる事項を決定する。

第9条（連盟委員会の組織）

連盟委員会は、各加盟校から派遣される連盟委員と役員でこれを組織する。

第10条（連盟委員）

1. 連盟委員は、各加盟校の加盟員から選出されなければならない。
2. 連盟委員は、各加盟校につき2名以内とする。ただし、補佐はこの限りではない。

第11条（連盟委員の任期）

連盟委員の任期は、1年（1月1日～12月31日）とし、再任を妨げない。ただし、任期途中の交代による後任の任期は前任者の残任期間とする。

第12条（連盟委員会の招集）

連盟委員会は連盟委員長の招集により開催される。ただし、理事会が必要と認めた場合、及び連盟委員の4分の1以上の要求があった場合、連盟委員長は、これを開催しなければならない。

第13条（定足数）

連盟委員会は、連盟委員総数の過半数の出席が無ければ、議事を開き、決議することができない。

第14条（議決権）

連盟委員会の議決権は、各正加盟団体に1票存し、正加盟団体の連盟委員1人が代表する。また、表決に際して議決権は平等に扱われなければならない。

第15条（表決）

1. 連盟委員会の議事は、有権数の過半数をもって、これを決する。
2. 理事会が特に指定した案件、及び連盟委員会の議決により重要案件と認められたものについては、有権数の3分の2以上の多数決によって行われる。

第16条（会議の公開、議事録、表決の記載）

1. 連盟委員会の会議は、公開とする。
2. 理事会は連盟委員会の会議の要旨を記録し、保存し、加盟団体から要求があるときは、これを頒布しなければならない。

第17条（議長、副議長）

1. 連盟委員会の議長は連盟委員長が行う。
2. 議長は、連盟委員会の秩序を維持し、議事を整理し、事務を監督し、連盟委員会を代表する。
3. 副議長は、副連盟委員長があたり、議長を補佐する。議長の事故のあるときは、その職務を代行する。

第18条（連盟委員の出席義務）

1. 連盟委員は、連盟委員会に出席する義務を有する。
2. 連盟委員は、やむをえない事情で連盟委員会に出席できない場合には、委員でない自大学の会員を代理として出席させることが出来る。この場合届出を必要とし、代理として出席する委員の権限は当委員会に限り、代理される委員と同じである。ただし、委任はこれを認めない。

第19条（連盟委員の職務）

連盟委員は連盟委員会、理事会等により決定された連盟活動の一切を行わなければならない。

第4章 理事会

第20条（理事会）

理事会は、連盟委員会の決定に従って本連盟の運営にあたる本連盟の執行機関である。

第21条（理事会の組織）

理事会は、第7条に定める役員によって組織される。

第22条（理事）

理事は、前理事によって推挙され、全役員が決定した後に、連盟委員会の承認を得るものである。

第23条（理事の任期）

理事の任期は、1年(1月1日～12月31日)とし、再任を妨げない。ただし、任期途中の交代による後任の任期は前任の残任期間とする。

第24条（理事会の職務、権限）

理事会は、第5条の実施を念頭に、次の職務、権限を有する。

1. 本連盟の常務執行。
2. 予算を作成し、連盟委員会の承認を得ること。
3. 決算報告書を作成し、連盟委員会の承認を得ること。
4. 連盟委員会への活動状況報告の義務。
5. 連盟委員会開催の要求及び議案の提示。
6. 連盟委員会への参加の義務。
7. 次年度の理事の推挙。
8. 実行委員長及びステーションマネージャーの指名。
9. 実行委員会の実行案の承認。
10. 部局、女子部会の運営。
11. 本連盟以外の団体との交渉。
12. プロ行為の判定。プロ行為の判定に関しては別に定めるところによる。
13. 懲罰に関する事。懲罰に関しては、別に規定の定めるところによる。
14. その他必要と思われる事項の判定、処理。

第25条（理事会の招集）

理事会は、理事長の招集により開催される。ただし、理事の要求のあった場合、理事長はこれを開催しなければならない。

第26条（定足数）

理事会は、理事総数の3分の2以上の出席が無ければ、議事を開き議決することができない。

第27条（議決権）

理事会の議決権は理事のみがこれを有する。また、表決に際して、議決権は平等に扱われなければならない。

第28条（表決）

理事会の議事は、出席理事の過半数をもって、これを決する。

第29条（理事長、副理事長）

1. 理事長は、理事会を統括し、理事会を代表する。
2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故のあるときは、その職務を代行する。

第30条（理事の出席義務、委任・代理の禁止）

1. 理事は、理事会に出席する義務を有する。
2. 理事会における委任・代理は、これを認めない。

第5章 部局、女子部会、監査

第31条（事務局）

事務局は、以下の職務を有する。

1. 加盟員の登録管理。
2. 役員、連盟委員の名簿作成。
3. 連盟委員会、理事会など、各種会議の招集通知、資料の作成。
4. 議事録の作成、保管、及び加盟校への配布。
5. その他、理事会の定める仕事。

第32条（財務局）

財務局は、以下の職務を有する。

1. 登録量、加盟校分担金(基本金)、その他連盟の運営に必要な金銭の徴収、管理。
2. 連盟の運営に関わる全ての出納管理。
3. 予算、決算の報告。
4. その他、理事会が定める仕事。

第33条（競技局）

競技局は、以下の職務を有する。

1. 主催競技会の準備、運営。
2. 採点管理、記録の保管。
3. 後援競技会の援助。
4. その他、理事会が定める仕事。

第34条（技術局）

技術局は、以下の職務を有する。

1. 加盟員の技術向上に関する活動。
2. 練習会、合同練習会の企画、運営。
3. ベーシック規定の制定。
4. その他、理事会が定める仕事。

第35条（広報局）

広報局は、以下の職務を有する。

1. 機関誌「LOD」の発行、その他広報誌の発行。
2. 広告管理。
3. その他、理事会の定める仕事。

第36条（渉外局）

渉外局は、以下の職務を有する。

1. 他ブロック学生競技ダンス連盟との交渉、通信事務。
2. 他のダンスに関する団体・マスコミ・企業などの外部団体との折衝。
3. その他、理事会が定める仕事。

第37条（企画局）

企画局は、以下の職務を有する。

1. 本連盟の行事の企画立案、実施。
2. その他、理事会が定める仕事。

第38条（運営局）

運営局は、以下の職務を有する。

1. 競技会を行うための会場の確保及びそれに関わる交渉。
2. 会場の場所・施設等の把握。
3. その他、理事会が定める仕事。

第39条（試合進行局）

試合進行局は、以下の職務を有する。

1. 主催競技会の準備、運営。
2. その他、理事会が定める仕事。

第40条（女子部会）

女子部会規約は、別に定める。

第41条（監査）

1. 監査は、副女子部長がこれを兼任する。
2. 監査は、理事の常務執行及び、本連盟の財務を監査する。また、会計年度末に、連盟委員会に報告書を提出しなければならない。

第6章 加盟・脱退

第42条（加盟の資格）

本連盟の構成地域とする兵庫、大阪・京都・奈良・滋賀・和歌山に存在する大学・短期大学における競技ダンスに関する団体で、本定款第2条に賛同するものは、加盟校として本連盟に加盟することが出来る。

第43条（加盟の手続き）

1. 加盟を希望する団体は、理事会に加盟要望書を提出しなければならない。

2. 加盟要望書が提出された時は、理事会は当団体の調査を行い、加盟校としての資格を備えているか、連盟委員会に報告書を提出しなければならない。
3. 加盟の承認は、連盟委員会の決議による。連盟委員会によって承認された団体は、オブザーバー校とする。

第44条（昇格）

1. オブザーバー校は、その活動状況をもとに、理事会がこれを推挙し、連盟委員会の承認をもって準加盟校となる。
2. 加盟校は、6ヶ月間の活動状況をもとに、理事会がこれを推挙し、連盟委員会の承認をもって正加盟校となる。

第45条（権利・義務）

本連盟の正加盟校・準加盟校は、次の権利・義務を有する。

1. 本連盟の活動に参加すること。
2. 本連盟の活動によって生じる利益を受けること。
3. 本連盟の決定に従うこと。
4. 所定の会費を納入すること。ただし、準加盟校はこれに当てはまらない。

第46条（脱退）

本連盟の所属団体は、連盟委員会に脱退届を提出し、連盟委員会の審議を経て脱退することが出来る。

第47条（休会）

1. 本連盟の活動に参加することが困難な加盟校は、自らの意志により理事会に休会届を提出した後、休会することが出来る。
2. 休会中、当該団体は、本連盟の定款・規約に定める一切の権利・義務を有さない。
3. 加盟員が存在しなくなった加盟校は、自動的に休会となる。

第7章 会員

第48条（正会員）

1. 本連盟は、正加盟校及び準加盟校の各種団体に在籍する学生を、正会員とする。
2. アマチュア規定に反するものは、正会員と認めない。
3. 正会員たる資格は、連盟への登録に始まり、退会または除名をもって終わる。ただし、その期間は、入会后4年以内とする。
4. 正会員は、本連盟の主催する競技会に出場することが出来る。
5. 正会員は、半期ごとに連盟への登録料を納入しなければならない。

第49条（準会員）

1. 本連盟は、正加盟校及び準加盟校の各団体に在籍する者のうち、正会員となる資格を有さない者、及び未加盟校の学生で理事会の承認を得た者を、準会員とする。
2. 準会員は、本連盟の主催する競技会に出場することはできない。ただし、短期大学のOB・OG及び未加盟校の

学生は、理事会の承認をもって出場することが出来る。

3. 競技会に出場する準会員は、正会員と同じく連盟への登録料納入の義務を有す。

第50条（アマチュア規定）

本連盟の会員で、以下の行為をなせるものは、これをアマチュアと認めない。

1. プロの免状を有する者。
2. プロの助手行為をなせる者。
3. 競技会で受けた賞品を、金品などに換える行為をせし者。
4. 有料で、指導行為・デモンストレーション等を行いし者。ただし、広報活動として理事会の承認を得た場合は、この限りではない。
5. その他一切のプロとみなされるような行為をせし者。

第51条（アマチュア規定の判定）

アマチュア規定の判定は、理事会がこれを行う。

第8章 処罰

第52条（行為）

本連盟において、以下の行為がなされたときは、処罰する。

1. 本連盟の体面を汚す行為をせしとき。
2. 本連盟における義務を怠りしとき。
3. アマチュア規定に違反せしとき。
4. その他、本定款に違反せしとき。

第53条（罰則）

前条の適用においては団体処罰を原則とするが、個人の処罰を妨げるものではない。この判定は理事会が行い、連盟委員会の決議により、次の通り処罰される。

1. 戒告
2. 反省文
3. 罰金
4. 出場停止
5. 除名

第9章 付則

第54条（改廃）

本定款の改廃は、連盟委員会において重要問題とし、本定款第15条の適用を受ける。

第55条（競技会規約）

競技に関する規約は、別に定める。

第 56 条（施行）

本定款は、2016年1月1日より施行される。

関西学生競技ダンス連盟競技会規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本規約は、関西学生競技ダンス連盟競技会規約と称する。

第2条 (目的)

本規約は、学生競技ダンス競技会の発展向上に寄与し、その運営の円滑化を図ることを目的とする。

第3条 (適用)

本規約は、関西学生競技ダンス連盟主催の全ての競技会に適用される。

第2章 競技会実行委員会

第4条 (構成)

競技会実行委員会は、理事会によって指名され連盟委員会の承認を得た実行委員長、ステージマネージャー及び実行委員から成る。

第5条 (任務・権限)

競技会実行委員会は、次の任務及び権限を有する。

1. 競技会の準備・運営を行う。
2. 規約判定を行う。

第6条 (開催)

競技会実行委員会は、実行委員長の招集により開催される。

第7条 (成立)

競技会実行委員会は、その過半数の出席をもって成立する。

第8条 (議決)

議決は出席者の過半数をもって成立し、賛否同数の場合は、実行委員長がこれを決定する。

第9条 (代理)

代理はこれを認めない。

第10条 (委任)

委任は所定の手続きによりこれを認める。

第11条 (任期)

実行委員長及び実行委員の任期は、理事会による指名のときにあらかじめ決定される。

第12条 (競技局)

競技局は、本連盟定款第33条により理事会の下に所在し、競技会実行委員会に加わる。

第13条 (試合進行局)

試合進行局は、本連盟定款第39条により理事会の下に所在し、競技会実行委員会に加わる。

第14条 (ステージマネージャー)

ステージマネージャーは、競技会当日の進行に関する全権限を有すると同時に、全責任を負う。

第3章 出場資格

第15条 (団体資格)

団体出場資格は、関西学生競技ダンス連盟の正加盟大学または準加盟大学に該当する団体とする。

第16条 (選手資格)

1. 出場選手資格は、関西学生競技ダンス連盟加盟校の正会員で、本連盟アマチュア規定による有資格者とする。
2. 出場可能期間は入会後4年間とする。(1年間を、3月～8月の春シーズンと、9月～2月の秋シーズンに分けて、会員登録後7シーズンまで出場できる。)

第17条 (パートナー)

パートナーはパートナー規定による。

第4章 競技会

第18条 (目的)

本連盟の主催する競技会は、ダンス界の発展に寄与し、競技会を通じての正しいダンスの普及、競技選手の充実、

技術向上及び会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第19条（開催）

本連盟の主催する競技会は、原則として下記の通りである。

春シーズン

1. 関西学生競技ダンス六大学選手権大会
2. 関西学生競技ダンス二部選手権大会
3. 春季関西学生競技ダンス選手権大会および新人戦
4. 全関西学生競技ダンス選手権大会

秋シーズン

1. 関西学生競技ダンス学年別選手権大会および新人戦
2. 秋季関西学生競技ダンス選手権大会

第20条（形式）

形式は原則として団体戦とする。

第21条（運営）

運営は競技会実行委員会がこれにあたる。

第22条（エントリー）

エントリーは、定められた日時までに、原則として所定のエントリー用紙に必要事項を記入し、提出しなければならない。

第23条（エントリー変更）

エントリー変更は、原則として認めない。ただし、エントリーの取り消し・パートナー変更・補欠繰上げは、定められた日時までに所定の手続きをすれば、これを認める。

第24条（種目）

種目は、モダン4種目（W・T・F・Q）、ラテン4種目（C・S・R・P）とする。

第25条（服装）

全日本の服装規定に準ずるものとする。

第26条（背番号）

団体戦、個人戦及び新人戦は、各校に割り当てられた背番号を使用することを原則とする。各校の割り当て背番号は別に定める。

第27条（腕章）

腕章の使用は、これを認める。

第28条 (ダブルリーダー)

いかなる試合でも、ダブルリーダーはこれを認めない。

第29条 (ラウンド)

ラウンドは以下のようにして行う。

1. 決勝戦は原則として6カップル(5~7カップル)で行う。
2. 準決勝戦は原則として12カップル(11~13カップル)で行う。
3. 団体戦では下位決勝戦を行う。ただし、新人戦では下位決勝戦は行わない。
4. 参加カップルが24カップル以下の場合、一次予選、準決勝、決勝と行う。
5. 参加カップルが25カップル以上48カップル以下の場合、一次予選で原則として24カップル(22~26カップル)に絞り、二次予選、準決勝戦、決勝戦と行う。
6. 参加カップルが49カップル以上96カップル以下の場合、一次予選で原則として48カップル(45~51カップル)に絞り、二次予選、三次予選、準決勝戦、決勝戦と行う。
7. 参加カップルが97カップル以上の場合、一次予選で原則として96カップル(94~100カップル)に絞り、二次予選、三次予選、四次予選、準決勝戦、決勝戦と行う。
8. 指定されたカップル数に絞れない場合は、原則として同点決勝戦を行う。

第30条 (得点)

団体戦の場合、各カップルの得点を原則として以下のように定める。

1. 予選が一次予選の場合、一次予選落ち3点、準決勝以上[21-順位]点が与えられる。
2. 予選が二次予選までの場合、一次予選落ち2点、二次予選落ち4点、準決勝以上[21-順位]点が与えられる。
3. 予選が三次予選までの場合、一次予選落ち1点、二次予選落ち3点、三次予選落ち5点、準決勝以上[21-順位]点が与えられる。
4. 予選が四次予選までの場合、一次予選落ち1点、二次予選落ち3点、三次予選落ち5点、四次予選落ち7点、準決勝以上[23-順位]点が与えられる。
5. 新人戦で下位決勝戦を行わない場合、準決勝11点、上位決勝戦[21-順位]点が与えられる。
6. 団体戦で下位決勝戦を行わない場合、準決勝の最高点は[上位決勝戦進出者の最低点-1]点、差はチェックとする。上位決勝戦[21-順位]点が与えられる。
7. 各競技会により指定されたカップル、種目の得点の合計が団体得点となる。

第31条 (審査方法)

原則として、予選、準決勝戦はチェック法、決勝戦は順位法とする。同点決勝戦の場合は、そのいずれかを実行委員長またはステージマネージャーが決定する。

第32条 (審査)

審査は、原則としてプロ審査員、もしくは各大学が選定し、理事会が推挙したOB・OG審査員により行われ、審査員の数は、原則として5名以上とし、その都度定めるものとする。

第33条 (総合成績)

単科別戦における個人総合成績は、次のようにして決めるものとする。

1. 総合する全ての種目に順位をついた者(新人戦においては決勝、団体戦においては準決勝以上)を優先する。
2. 1に該当する選手の全種目の順位を合計し、その合計数の少ない順に順位を決定する。
3. 2において同点となった選手については、その争う順位以上の順位を加算し、合計の少ないほうを優先する。
4. 3において同数となった場合には、その争う順位以上の順位を加算し、合計の少ないほうを優先する。
5. 4の手続きをもってしても順位を決定できない選手については、全ての種目を一種目とみなし、総合スクエーティングを行う。
6. 5の手続きをもってしても順位を決定できない場合は、その選手に同順位を与える。
7. 1に該当しない選手については、順位をついた種目の多い順に優先する。
8. 7の手続きで順位の決定しない場合は、その順位をついた種目のみで2から5の手続きを行う。

第34条 (表彰)

表彰は、団体表彰ならびに個人表彰を行う。

第5章 新人戦

第35条 (選手資格)

本規約第16条に定める有資格者が新人戦に出場できる期間は、会員登録後連続して2シーズンとする。

第36条 (パートナー)

新人戦に出場できるパートナーは、会員登録後連続して3シーズンまでの者とする。

第37条 (規定フィガー)

規定フィガーは別に定める。

第38条 (服装)

服装は、男子は学生服、女子は女子部会規約による。

第39条 (審査)

本規約第29条、第31条、第32条に準ずる。

第6章 フォーメーション戦

第40条 (構成人数)

フォーメーション戦は、3カップル以上のフォーメーションチームによるものとする。

第41条 (構成時間)

フォーメーションの構成時間は、5分以内とする。

第42条 (服装)

本規約第25条に準ずる。

第43条 (審査方法)

フォーメーション戦の審査方法は、順位法により行う。

第44条 (得点)

フォーメーション戦の成績を団体戦の得点に加える全関西学生競技ダンス選手権大会においては、1位50点の5点格差、秋季関西学生競技ダンス選手権大会においては、1位80点の8点格差とする。

第7章 注意事項の遵守

第45条 (注意事項)

競技会運営・開催に必要な注意事項は別にこれを定め、本連盟会員はこれを遵守しなければならない。

第8章 処罰

第46条 (処罰)

本規約に違反及び競技会運営を妨げた会員及び団体は、実行委員長あるいはステージマネージャーにより、次の通り処罰される。

1. 戒告
2. 反省文
3. 罰金
4. 出場停止
5. 除名

第9章 付則

第47条 (細則)

個々の競技会細則は別にこれを定める。

第48条

本規約は関西学生競技ダンス連盟定款第55条によるものである。

関西学生競技ダンス連盟

OB・OG 審査員規約

第1条 (目的)

本規約は、本連盟における競技会を公正な審査に基づいて行うために、OB・OG 審査員の資格及び選定について定める。

第2条 (モダン審査員資格)

本連盟の元加盟員で、以下の者をモダンの審査員の資格を有する者とする。

- 以下のいずれかの資格判定競技会において、最終予選に進出した者。
 - 【イ】全関西学生競技ダンス選手権大会(WTFQ 総合戦)
 - 【ロ】全日本学生選抜競技ダンス選手権大会(WTFQ 総合戦)
 - 【ハ】秋季西日本学生競技ダンス選手権大会(WTFQ 総合戦)
 - 【ニ】秋季関西学生競技ダンス選手権大会(WTFQ 単科戦)
- LACDにおいてモダンC級以上の者。
- 他ブロックの元加盟員で、理事会の承認を得た者。

第3条 (ラテン審査員資格)

本連盟の元加盟員で、以下の者をラテンの審査員の資格を有する者とする。

- 以下のいずれかの資格判定競技会において、最終予選に進出した者。
 - 【イ】全関西学生競技ダンス選手権大会(CSRP 総合戦)
 - 【ロ】全日本学生選抜競技ダンス選手権大会(CSRP 総合戦)
 - 【ハ】春季西日本学生競技ダンス選手権大会(CSRP 総合戦)
 - 【ニ】秋季関西学生競技ダンス選手権大会(CSRP 単科戦)
- LACDにおいてラテンC級以上の者。
- 他ブロックの元加盟員で、理事会の承認を得た者。

第4条 (兼任)

OB・OG 審査員のモダン審査とラテン審査の兼任は、第2条及び第3条を共に満たす者についてこれを認める。

第5条 (任期)

OB・OG 審査員の任期は、競技引退後5年以内とする。ただし、引退後1年間はこれを含めない。

第6条 (任期の延長)

OB・OG 審査員において、任期が終了した者のうち理事会の承認を得た者は、その任期を1年ずつ延長することができる。

第7条（選定）

本年度関西学生競技ダンス二部選手権大会における上位3校は、次年度の同大会までの間、全てのOB・OG審査による競技会に、定められた人数のOB・OG審査員を選定できる。なお、残りのOB・OG審査員については、同大会の上位3校を除いた各大学より、持ち回りで選定されるものとする。

第8条（改廃）

本規約の改廃は、連盟委員会において重要問題とし、本定款第15条の適用を受ける。

第9条（施行）

本規約は、2016年1月1日より施行される。

関西学生競技ダンス連盟

関西学生競技ダンス二部選手権大会規約

第1条 (名称)

本大会は、関西学生競技ダンス二部選手権大会と称する。

第2条 (開催)

本大会は年1回、春に開催される。

第3条 (種目)

本大会は、モダン4種目・ラテン4種目による競技会とする。

第4条 (形式)

1. 8種目単科の個人成績に基づく団体戦とする。
2. 1カップルにおいては、3種目まで出場することができる。ただし、[M2・L1]、[M2・L0]、[M1・L2]、[M1・L1]、[M1・L0]、[M0・L2]、[M0・L1]のいずれかに限り、また、新2回生は2種目以内とする。
3. 各種目に出場できるカップル数に制限は無いが、各大学において各種目に出場するカップル数の格差が1以内になることを必要とする。ただし、出場する総カップル数が3以下の大学においては、格差を問わない。
4. 団体成績は、各校各種目上位3カップルの得点の合計とする。
5. 各種目各カップルの得点は、本連盟競技会規約第30条による。

第5条 (団体資格)

前年度関西学生競技ダンス六大学選手権大会における上位3校を除く本連盟加盟校各大学とする。

第6条 (資格)

選手資格・パートナー資格は、本規約第5条の大学会員で本連盟競技会規約によるものとする。

第7条 (ダブルパートナー)

同一種目においてダブルパートナーを認めない。

第8条

本規約は、本連盟競技会規約第47条によるものである。

関西学生競技ダンス連盟

関西学生競技ダンス六大学選手権大会規約

第1条（名称）

本大会は、関西学生競技ダンス六大学選手権大会と称する。

第2条（開催）

本大会は年1回、春に開催される。

第3条（種目）

本大会は、モダン4種目・ラテン4種目による競技会とする。

第4条（形式）

1. 種目単科の個人成績に基づく団体戦とする。
2. 1カップルにおいては、3種目まで出場することができる。ただし、[M2・L1]、[M2・LO]、[M1・L2]、[M1・L1]、[M1・LO]、[MO・L2]、[MO・L1]のいずれかに限り、また、新2回生は2種目以内とする。
3. 各種目に出場できるカップル数に制限は無いが、各大学において各種目に出場するカップル数の格差が1以内になることを必要とする。ただし、出場する総カップル数が3以下の大学においては、格差を問わない。
4. 団体成績は、各校各種目上位3カップルの得点の合計とする。
5. 各種目各カップルの得点は、本連盟競技会規約第30条による。

第5条（団体資格）

前年度関西学生競技ダンス六大学選手権大会における上位3校及び本年度関西学生競技ダンス二部選手権大会における上位3校の6大学とする。

第6条（資格）

選手資格・パートナー資格は、本規約第5条の大学会員で本連盟競技会規約によるものとする。

第7条（ダブルパートナー）

同一種目においてダブルパートナーを認めない。

第8条

本規約は、本連盟競技会規約第47条によるものである。

春季関西学生競技ダンス選手権大会規約

第1条 (名称)

本大会は、春季関西学生競技ダンス選手権大会と称する。

第2条 (開催)

本大会は年1回、春に開催される。

第3条 (種目)

本大会は、モダン4種目・ラテン4種目の8種目による競技会とする。

第4条 (形式)

1. 8種目単科の個人成績に基づく団体戦とする。
2. 1カップルにおいては2種目出場しなければならない。ただし、モダン1・ラテン1は認めない。
3. 団体チームは8カップル以内とする。ただし、各種目2ポジション以内とする。
4. Aチームが8カップル出場している場合、Bチーム以下を出場させることができる。
5. 各大学において各種目に出場するカップル数の格差が1以内になることを必要とする。
6. 各種目のエントリー変更を行った後も、上記1～5の条件を満たさなければならない。
7. 団体成績は、各校各種目上位3カップルの得点の合計とする。
8. 各種目各カップルの得点は、本連盟競技会規約第30条による。

第5条 (資格)

選手資格は本連盟競技会規約による。

第6条 (ダブルパートナー)

同一種目においてダブルパートナーを認めない。また、各パートナーについても、本規約第4条(種目の制限)を適用する。

第7条

本規約は、本連盟競技会規約第47条によるものである。

関西学生競技ダンス連盟

全関西学生競技ダンス選手権大会規約

第1条（名称）

本大会は、全関西学生競技ダンス選手権大会と称する。

第2条（開催）

本大会は年1回、春に開催される。

第3条（種目）

本大会は、モダン4種目総合・ラテン4種目総合及びフォーメーション戦に基づく団体戦とする。

第4条（形式）

1. モダン4種目総合・ラテン4種目総合及びフォーメーション戦に基づく団体戦とする。
2. 各大学は、モダン総合5カップルまで・ラテン総合5カップルまでを団体チームとすることができ、Bチームはこれを認めない。また、団体チーム以外に個人参加を認める。個人参加カップルは団体チームの補欠をかねる。
3. 1カップルにおいては、モダン4種目総合またはラテン4種目総合に出場することができる。
4. 各大学においてモダンとラテンの出場するカップル数の格差が1以内になることを必要とする。
5. 各大学は、フォーメーションチームを出場させることができる。
6. 団体成績は、各校モダン総合5カップル・ラテン総合5カップル及びフォーメーション戦の得点の合計とする。
7. モダン戦・ラテン戦・フォーメーション戦の得点は、本連盟競技会規約第30条・44条による。

第5条（資格）

選手資格・パートナー資格は本連盟競技会規約による。

第6条（ダブルパートナー）

モダン4種目、あるいはラテン4種目において、ダブルパートナーを認めない。

第7条

本規約は、本連盟競技会規約第47条によるものである。

関西学生競技ダンス連盟

関西学生競技ダンス学年別選手権大会規約

第1条 (名称)

本大会は、関西学生競技ダンス学年別選手権大会と称する。

第2条 (開催)

本大会は年1回、秋に開催される。

第3条 (種目)

[4年次戦] T・F・C・Pの4種目による競技会とする。

[3年次戦] F・Q・C・Sの4種目による競技会とする。

[2年次戦] W・T・S・Rの4種目による競技会とする。

第4条 (形式)

1. 各学年次戦とも各種目単科の個人成績に基づく団体戦とする。
2. 各学年次戦とも各種目に出場できるカップル数に制限は無い。
3. 各学年次戦とも団体成績は、各校各種目上位3カップルの得点の合計とする。
4. 各学年次戦とも各種目カップルの得点は本連盟競技会規約第30条による。

第5条 (資格)

各学年次戦とも、選手資格は本連盟競技会規約による有資格者で、各部歴を要する。また、各学年次戦にまたがり出場することはできない。

第6条 (パートナー)

パートナーは本連盟競技会規約による。また、パートナーの部歴は問わない。

第7条 (ダブルパートナー)

同一種目においてダブルパートナーを認めない。

第8条 (新人戦)

本大会に新人戦を併催する。新人戦は、W・Rの単科別とし、資格その他は本競技会規約による。

第9条

本規約は、本連盟競技会規約第47条によるものである。

関西学生競技ダンス連盟

秋季学生競技ダンス選手権大会規約

第1条 (名称)

本大会は、秋季関西学生競技ダンス選手権大会と称する。

第2条 (開催)

本大会は年1回、秋に開催される。

第3条 (種目)

本大会は、モダン4種目・ラテン4種目及びフォーメーション戦による競技会とする。

第4条 (形式)

1. 8種目単科の個人成績に基づく団体戦とする。
2. 1カップルにおいては、8種目まで出場することができる。
3. 団体チームは、各大学各種目5カップルまでとする。ただし、1チーム8カップルまでとする。
4. 団体チームは、各大学各種目5カップル出場している場合(40ポジション)、団体チーム以外に個人参加を認める。
5. 各大学において、各種目に出場するカップル数の格差が1以内になることを必要とする。
6. 各種目エントリー変更を行った後も、上記の1～5の条件を満たさなければならない。
7. 団体成績は、各種目各カップルの得点及びフォーメーション戦の得点の合計とする。
8. 各種目各カップルの得点及びフォーメーション戦の得点は、本連盟競技会規約第30条・第44条による。

第5条 (資格)

選手資格・パートナー資格は本連盟競技会規約による。

第6条 (ダブルパートナー)

ダブルパートナーを認める。ただし、同一種目においてはこれを認めない。

第7条

本規約は、本連盟競技会規約第47条によるものとする。